

令和5年第3回(3月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日時 令和5年3月1日(水) 午前10時
- 2 場所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第18号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第19号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第20号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第21号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第22号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第23号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第24号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
 - 議案第25号 新潟県議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 4 協議事項
 - 協議1 新潟県議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場(開票所)の送電確保の依頼について
 - 協議2 新潟県議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場(開票所)の秩序維持の依頼について
 - 協議3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民等への周知について
 - 協議4 新潟県議会議員一般選挙における臨時啓発の実施について
 - 協議5 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の配布について
 - 協議6 新潟県議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議7 新潟県議会議員一般選挙における開票計画について
 - 協議8 新潟県議会議員一般選挙における投票所の巡回について
- 5 報告事項
 - 報告1 新潟県議会議員一般選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果について

- 報告 2 新潟県議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について
- 報告 3 令和 4 年度第 3 回書記会議の結果について
- 報告 4 令和 5 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会の審議日程等について
- 報告 5 上越市選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴う事務手続きについて
- 報告 6 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

※ 定例会終了後、選挙長事務打合せ

1 協議事項

- 協議 1 新潟県議会議員一般選挙における立候補届出の受付について
- 協議 2 新潟県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

2 報告事項

- 報告 1 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 4 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「ぼくたちの よりよいみらいをつくるため だいじな 1 ぴょう おねがいます」

吉川小学校 3 年 山岸 優向 さん

議案第 18 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 5 年 2 月 1 日 から 令和 5 年 2 月 28 日 までの間の	死亡者数 A	115	92	207
	転出者数 B	114	75	189
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		229	167	396

議案第 19 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 5 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 4 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	76,999	80,561	157,560
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	704	631	1,335
今回定時登録における新規登録者数 F	529	432	961
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	76,824	80,362	157,186

議案第 20 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 5 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	157,186 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,144 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,198 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	52,396 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 21 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 5 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 12 月 1 日 から 令和 5 年 2 月 28 日 までの間の	死亡者数 A	377 (0)	378 (1)	755 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	328 (1)	260 (6)	588 (7)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	(0)	(0)	(0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	705 (1)	638 (7)	1,343 (8)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 22 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 5 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 4 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,135 (136)	80,979 (418)	158,114 (554)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	705 (1)	638 (7)	1,343 (8)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	531 (2)	436 (4)	967 (6)
令和 5 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	76,961 (137)	80,777 (415)	157,738 (552)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 23 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 5 年 3 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	157,738 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,155 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,435 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 24 号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 1 のとおり選任する。

(3 月 31 日告示予定)

※ 期日前投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

議案第 25 号 新潟県議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 2 のとおり選任する。

(3 月 31 日告示予定)

※ 投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

協議1 新潟県議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場（開票所）の送電確保の依頼について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所、選挙会会場（開票所）及び市役所庁舎が停電しないよう次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和5年3月7日（火）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

協議2 新潟県議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場（開票所）の秩序維持の依頼について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び選挙会会場（開票所）の秩序維持を次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和5年3月7日（火）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議 3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民等への周知について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民や閉鎖時刻が変更となる関係住民、日時限定で開設する期日前投票所の開設時間が変更となる関係住民に対し、次のとおり変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回（県議選）	前回（参院選）	
合併前の 上越市	第31	高志こども園	高志小学校	藤巻、木田新田、藤新田、木田
柿崎区	第3	柿崎地区公民館 川西分館	上下浜小学校	三ツ屋浜、上下浜、坂田新田
頸城区	第7	玄僧公民館	大蒲生田公民館	大蒲生田、玄僧
三和区	第5	三和スポーツセンター	三和中学校	井ノ口、浮島、島倉、北代、下新保、錦、柳林、岡木、上広田

投票所	閉鎖時刻		関係行政区
	今回（県議選）	前回（参院選）	
下正善寺集落開発センター (合併前の上越市・第21)	19:00	20:00	下正善寺、中正善寺、宇津尾、上正善寺

日時限定(4/6) 期日前投票所	開設時間		関係行政区
	今回（県議選）	前回（参院選）	
上猪子田集会所 (浦川原区)	9:30~10:30	9:00~10:00	上猪子田
虫川集会所 (浦川原区)	14:00~16:00	13:00~15:00	虫川

協議 4 新潟県議会議員一般選挙における臨時啓発の実施について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における啓発活動を、上越市明るい選挙推進協議会と合同で別紙 3 のとおり計画してよいか協議する。

協議 5 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の配布について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 約 77,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布
- 3 配布期限 令和 5 年 4 月 7 日（金）
※ 4 月 2 日（日） 県から到着後、同日中に運送業者が仕分け作業
4 月 3 日（月）、4 日（火） 運送業者が各町内会に配送
- 4 依頼文書 別紙 4 のとおり

協議 6 新潟県議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

- 1 選挙事務所への注意喚起
 - ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
 - ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
 - ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。
- 2 撤去命令の通知等
 - 違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

協議 7 新潟県議会議員一般選挙における開票計画について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票計画 別紙 5 のとおり
- 2 検収・開票事務要領 別紙 6 のとおり

協議 8 新潟県議会議員一般選挙における投票所の巡回について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において開設する投票所の管理運営状況を確認するため、別紙 7 のとおり各委員による当日投票所の巡回を実施してよいか協議する。

報告1 新潟県議会議員一般選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果
について

標記会議が次のとおり開催されたので、その結果を報告する。

- 1 日 時 令和5年2月24日（金）午後1時30分～3時35分
- 2 会 場 新潟県自治会館本館 講堂
- 3 出席者 小山副局長
- 4 内 容 第20回統一地方選挙の管理執行について など

報告2 新潟県議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

新潟県議会議員一般選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併 任 者 別紙8のとおり
- 2 併任期間 令和5年3月6日（月）から4月14日（金）まで36人

報告3 令和4年度第3回書記会議の結果について

- 1 日 時 令和5年2月15日（水）午後2時～3時30分
- 2 会 場 上越市役所 木田第2庁舎4階 401会議室
- 3 出席者 13区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員 計30人
- 4 内 容 ・4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙について
・選挙の厳正な管理執行について
・常時啓発について など

報告 4 令和 5 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程等について、次のとおり報告する。

- 1 審議日程 別紙 9 のとおり
- 2 関係案件
 - (1) 令和 5 年度一般会計予算
 - ・ 予算概要 別紙 10 のとおり
 - ・ 事業概要（総務常任委員会提出資料） 別紙 11 のとおり
 - (2) 令和 4 年度一般会計補正予算
 - ・ 補正予算概要 別紙 12 のとおり

報告 5 上越市選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴う事務手続きについて

令和 5 年 7 月 25 日任期満了に伴う上越市選挙管理委員及び補充員について、次のとおり関係の事務手続きを進めていることを報告する。

- 1 法定通知 地方自治法第 182 条第 8 項の規定により、別紙 13 のとおり上越市議会議長及び上越市長に通知する。
- 2 通知予定日 令和 5 年 4 月 1 日

報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
2	令和5年2月21日	令和 5 年第 3 回（3 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について

令和5年4月9日執行予定 新潟県議会議員一般選挙 上越市選挙区選挙長事務打合せ

協議1 新潟県議会議員一般選挙における立候補届出の受付について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和5年3月31日（金）午前8時30分 |
| 2 | 会 場 | 春日謙信交流館 集会室 |
| 3 | 参集時刻 | 選挙管理委員 午前8時
明推協会長 午前8時15分
選管職員 午前7時30分 |
| 4 | 会場配置 | 別紙14のとおり |

協議2 新潟県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により読み替えて準用される同法第62条の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めてよいか協議する。

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| 1 | 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 | |
| | 場 所 | 上越市役所 木田第2庁舎4階 401会議室 |
| | 日 時 | 令和5年4月6日（木）午後5時30分 |

(3月31日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に選挙長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、選挙立会人が3人に満たない場合は、選挙管理委員会委員から選任する。

報告 1 新潟県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 及び新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 30 年新潟県条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について、次のとおり報告する。

1 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所	上越市役所 木田第 2 庁舎 3 階 302 会議室
日 時	令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時 30 分

※ くじは、立候補届出順に県選管併任書記が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。